

令和 8 年度 志摩市職員障がい者活躍推進計画の実施状況の公表

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)第 7 条の 3 第 6 項の規定に基づき、「志摩市職員障がい者活躍推進計画」の実施状況を下記の通り公表いたします。

記

1. 採用に関する目標

項目	実績値
【参考】法定雇用率	2.8%
① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数	946.5 人
② 障害者である職員の数	30.5 人
③ 実雇用率	3.22%

※ 令和 8 年 6 月 1 日現在 ◎法定雇用率達成。

注₁ ①「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数の数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数を除いた職員数である。

注₂ ②「障害者である職員の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者である職員数の計であり、以下のとおりカウントしている。

- ・ 1 週間の所定労働勤務時間が 30 時間以上の場合、1 人をもって 1 人
- ・ 1 週間の所定労働勤務時間が 20 時間以上 30 時間未満の場合、1 人をもって 0.5 人

○精神障害者である特定短時間勤務職員（1 週間の所定勤務時間が 10 時間以上 20 時間未満）について、1 人をもって 0.5 人とカウントする。

○重度身体障害者・重度知的障害者については、以下のとおりカウントする。

- ・ 1 週間の所定労働勤務時間が 30 時間以上の場合、1 人をもって 2 人
- ・ 1 週間の所定労働勤務時間が 20 時間以上 30 時間未満の場合、1 人をもって 1 人
- ・ 1 週間の所定勤務時間が 10 時間以上 20 時間未満の場合、1 人をもって 0.5 人

注₃ ③実雇用率＝②/①×100（小数点以下第 3 位を四捨五入）

2. 定着に関する目標

目標	実績
障がいのある職員の不本意な離職を生じさせない。	職場環境や合理的配慮の不足を理由とする離職は生じていない。※人事評価結果に基づく会計年度任用職員の任用終了あり。

3. 取組内容の実施状況

取組内容		取組実績
障がい者の活躍を推進する体制整備	組織面	障がい者雇用推進者として総務課長を選任している。
	人材面	障がいのある職員が働きやすく、日々の不安や悩みを安心して相談できる体制を整備するため、障害者職業生活相談員として人事担当者を選任している。
障がい者である職員の活躍の基本となる職務の選定・創出		会計年度任用職員の場合、当初は短時間勤務から開始し、本人の適性や就業可能な業務を丁寧に確認しながら、適切な配属となるよう努めた。
障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	職務環境	障がいの特性に配慮し、安心して就業を開始できるよう、任用前に配属先の事前確認を実施する等、働きやすい環境づくりに努めた。
	募集、採用	募集、採用に当たっては、障がいの種別による制限を設けず、能力実証に基づく公平・公正な選考を実施した。
	働き方	通院等の事情に配慮し、時間単位の年次有給休暇や病気休暇等、各種休暇の利用を促進した。また、会計年度任用職員については、障がいの状況や体調に応じて勤務時間や日数を柔軟に調整する等の支援を行った。

キャリア形成	面談で本人が目指す目標を設定し、その目標を達成するため必要に応じて補助を行った。
その他の人事管理	必要に応じて面談を実施し、状況把握や体調への配慮を行った。